公益社団法人高知県建設技術公社評価業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程(以下「規程」という。)は、公益社団法人高知県建設技術公社(以下「公社」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務(以下「評価の業務」という。)及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認(以下「長期使用構造等確認」という。)の業務(以下これらを総称して「評価等の業務」という。)の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達による ほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

- 第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事 由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図ら れている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、高知県高知市大津甲540番1とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 公社の業務区域は、高知県全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

- 第6条 公社は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。)第9条第1号及び第2号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。
- 2 公社は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

- 第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、公社に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成 12 年建設省告示第 1660 号第 1 から第 3 までに定める図書(施行規則第 3 条 第 3 項から第 6 項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る 図書を除く。)
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し(ただし、公社が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、公社に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、公社において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(公社の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

- 第8条 長期使用構造等確認 (新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。) を 求めようとする者は、公社に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならな いものとする。
 - (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しよ

うとする者は、公社に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする(ただし、当機関において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。)。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第9条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造 等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場 合を除き、この章の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

- 第 10 条 公社は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。
 - (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 公社は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、公社は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する
- 4 公社は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、公社の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を公社に提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

- (a) 評価料金の額に関すること。
- (b) 評価料金の支払期日に関すること。
- (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知 する期日(以下この条において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他公社に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合にあっては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、公社に書面をもって通知する ことにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、公社が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の公社に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、 既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求する ことができること。
 - (d) 公社は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払 われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書 面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを 請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 公社が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和 25 年法律 第 201 号) その他の法令に適合することについて保証するものでないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証 するものでないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前 5 項の規定(前項(1)の規定を除く。)は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに 契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使 用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、 「第 6 条第 1 項」とあるのは「第 6 条第 2 項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用 構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」

とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

- 第 11 条 公社は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる「住宅性 能評価マニュアル」及び長期使用構造等確認に用いる「長期使用構造等確認マニュアル」 に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の 引受け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認められる場合 においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法 その他の法令に違反していると認められるときは、申請者に対してその旨を告げるとと もに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、公社は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認 を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

- 第 12 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届を公社に提出する。
- 2 前項の場合においては、公社は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申 請者に返却する。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

- 第 13 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅 の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について公社に通知するも のとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、公社が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 公社は、設計住宅性能評価が終了したときは、次に掲げる場合を除き、速やか

に設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他の公社に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。
- 3 公社は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合 においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を 通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して 定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることがで きる。
- 5 前4項(ただし、第1項第(3)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第 15 条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第3号)第7条第4号に規定する軽微な変更(以下この条において単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。公社が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、公社が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を 交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書 のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、公社に対し、次の各号(公社において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請 にあっては、同項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第3項又は 第4項)の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、公社に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、公社において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 申請者は、第1項及び第2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、公社に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。) の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第2項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

- 第 17 条 公社は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建 設評価提出図書を受理する。
 - (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 公社は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合に

おいては、その補正を求めるものとする。

- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、公社 は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還 する。
- 4 公社は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとす る。
 - (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、公社の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を公社に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、公社の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地 及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知 する期日(以下この条において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他公社に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項)に規定する検査済証の写しを公社に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建 設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないも のとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、公社に書面をもって通知する ことにより当該契約を解除できること。

- (c) 申請者は、公社が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の公社に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (d) 公社は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払 われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書 面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを 請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 公社が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものでないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

- 第 18 条 公社は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価に用いる「住宅性 能評価マニュアル」に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の 受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、 工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求め る。
- 4 評価員は、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認められるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該 建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、公社は、その是正が 図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。 (建設住宅性能評価における検査)
- 第 19 条 申請者は、公社に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日 を書面により通知しなければならないものとする。
- 2 公社は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を 受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行 わせる。

- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載 した施工状況報告書を公社に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理 記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 公社は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第 20 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届を公社に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、公社は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第 21 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評の対象となる住宅の 建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について公社に通知する ものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、公社が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第 22 条 公社は、建設住宅性能評価が終了したときは、次の各号に掲げる場合を除き、 速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
 - (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認められるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な 検査を行えなかったことその他公社に帰することのできない事由により、建設住宅性 能評価を行えなかったとき。
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 公社は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合

においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者にその旨を通知する。

4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して 定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることがで きる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

- 第23条 公社の理事長は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

- 第 24 条 公社の理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価 員を解任するものとする。
 - (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき

(評価員の配置)

- 第25条 評価等の業務を実施するため、評価員を2人以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 公社は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等 の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速 やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第 26 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、公社の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等 が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第27条 評価等の業務に従事する職員を、第25条第1項の規定により配置された評価員を含め、3人以上配置する。

- 2 公社は、建築住宅課長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

- 第28条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。
- 2 前項の身分証の様式は、別記様式による。

(秘密保持義務)

第29条 公社の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

- 第30条 申請者は、別表2から別表5に定める評価料金又は確認料金(以下、「評価料金等」という。)を、銀行振込により納入する。ただし、公社と申請者(代理人を含む。)は別途協議により、一定期間内の申請に係る評価料金を一括納入その他の別の収納方法によることができるものとする。
- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

- 第 31 条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとし、減額率等については別表5による。
 - (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(公社が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
 - (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む 住宅に係る住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。ただし、その申 請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(公社が当該認証書の写しを有して おり、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えら れている場合に限る。
 - (3) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効

率的に実施できると公社が判断したとき。

(評価料金等の返還)

第 32 条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、公社の責に帰すべき事由により 評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第33条 公社は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた 通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雜 則

(登録の区分等の掲示等)

第34条 公社は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各 号に掲げる事項について、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した公社のホームページ (https://www.kct.or.jp) において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第 35 条 公社は、本規程を事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に 規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 36 条 公社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表 及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務 所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

- 第 37 条 利害関係人は、公社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1 枚につき 2 0 円を支払わなければならないものとする。
 - (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は 謄写の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、 公社が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 公社の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者 (以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付 する方法
- (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

- 第 38 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。
 - (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
 - (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。)5年間
 - (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に 係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間
 - (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認 書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した 書類 5年間

(帳簿及び書類の保存方法及び管理の方法)

- 第 39 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。
- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録 し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができ るようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 40 条 公社は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公平の確保)

- 第41条 公社の理事長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請を 自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住 宅性能評価を行わないものとする。
- 2 公社の理事長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務

- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務
- 3 公社の理事長、役員又はその職員(評価員を含む。)がその役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
 - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又は公社の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。
- 5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性 能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第 42 条 公社は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間三千万円以上であるもの及び地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。)を締結するものとする。

(事前相談)

第 43 条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、公社に相談をすることができる。この場合においては、公社は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附則

- この規程は、法第15条第1項の規定による建設大臣の認可を受けた日から施行する。
- この規程は、平成14年1月4日から施行する。
- この規程は、法第15条第1項の規定による国土交通大臣の変更の認可を受けた日から 施行する。
 - この規程は、平成18年3月1日から施行する。
 - この規程は、平成18年4月1日から施行する。
 - この規程は、平成18年11月1日から施行する。
 - この規程は、平成19年11月1日から施行する。
 - この規程は、平成20年4月1日から施行する。

- この規程は、平成20年9月5日から施行する。
- この規程は、平成21年5月6日から施行する。
- この規程は、平成22年1月1日から施行する。
- この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- この規程は、平成23年8月15日から施行する。
- この規程は、平成25年3月29日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年2月21日から施行する。
- この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規定は、令和7年4月1日から施行する。
- この規定は、令和7年10月14日から施行する。

別表1

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

000-00-0000-0-0-0000

(1) 住宅性能評価書

1~3桁目	公社の登録番号
4~5桁目	0 0
6~9桁目	交付日の西暦
10桁目	1:設計住宅性能評価 2:建設住宅性能評価(新築住宅) 4:設計住宅性能評価とあわせて長期確認
11桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等
12~16桁目	とおし番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、 00001から順に付するものとする。)

(2)長期使用構造等確認書

1~3桁目	公社の登録番号
4~5桁目	0 0
6~9桁目	交付日の西暦
10桁目	1:新築
1 1 桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等
12~16桁目	とおし番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、 00001から順に付するものとする。)

別記様式

住宅性能評価員証

写 真

下記の者は、公益社団法人高知県建設技術公社の住宅性能評価員であることを証明する。

年 月 日 発行

氏 名

公益社団法人高知県建設技術公社 理事長 高知県高知市大津甲540番1 印

No.

写真

住宅性能評価の業務に従事する職員証 No.

下記の者は、公益社団法人高知県建設技術公社の住宅性能評価の業務に従事する職員であることを証明する。

年 月 日 発行

氏 名

公益社団法人高知県建設技術公社 理事長 高知県高知市大津甲540番1 印

(裏面共通)

(注意)

- 1 住宅性能評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。
- 2 本証を紛失又は棄損したときは、直ちに再交付を受けること。
- 3 本証は他人に貸与し又は譲渡しないこと。
- 4 身分を失ったときは必ず返還すること。
- 5 本証の有効期限は 年 月 日までとする。